

社 会 保 険

いはらき

10

健康保険の給付について

2009 OCT.
NO.377

- 限度額適用認定証について
- 社会保障協定について
- 年金相談予約のご案内



「朝のサンマリノ」(撮影・中部イタリア)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で閲覧しましょう

協会けんぽ 茨城支部 からのお知らせ

健康保険の給付について

～こんなとき健康保険の給付が受けられます～

健康保険では、加入者本人とそのご家族が、業務上および通勤災害以外のことで病気にかかったとき、けがをしたとき、または出産やお亡くなりになった場合に、次のような給付があります。

申請期間は2年間です。申請書の提出を忘れないようにご注意ください。

療養費

【支給対象者】被保険者・被扶養者

次の場合、保険者の承認を得れば、一定部分があとで支給されます。

- ・健康保険証を保険医療機関の窓口にあてて提示することができずに自費診療を受けたとき。
- ・医師の指示により治療用装具を装着したとき。
- ・医師の同意のもと、はり、きゅう、あんま、マッサージを受けたとき。
- ・海外で医療を受けたとき（医療行為が目的の場合は除く）。
- ・9歳未満の小児が小児性弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正等の治療用眼鏡を作成したとき。
- ・四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣を購入したとき。
- ・急病で非保険医にかかったとき。



高額療養費

【支給対象者】被保険者・被扶養者

1ヵ月の窓口負担額が、自己負担限度額を超えたときは、超えた分が支給されます。

ただし、差額ベッド代等の保険外自己負担や入院時食事負担は、対象になりません。

《多数該当》

医療を受けた月以前の12ヵ月間に、同一世帯ですでに3ヵ月以上高額療養費が支給されている場合は、自己負担限度額が4ヵ月目から一定額となり、この額を超えた分が支給されます。

《世帯合算》

また、同一世帯で同一月に70歳未満の方の入院、外来分、総合病院は各診療科ごとの各合計額が21,000円以上の自己負担（70歳未満）が複数あるときは、医療費の合算額に応じた自己負担額を超えた分が支給されます。

【自己負担限度額】

70歳未満の方	所得区分	世帯単位・同一月内
	上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% 〔多数該当：83,400円〕
	一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〔多数該当：44,400円〕
	低所得者(※1)	35,400円〔多数該当：24,600円〕

70歳以上75歳未満の方	所得区分	個人ごと(外来のみ)	世帯単位(入院を含む)
	現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〔多数該当：44,400円〕
	一般	12,000円	44,400円
	低所得者Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(※2)		15,000円

(※1) 低所得者・低所得者Ⅱ……市区町村民税非課税世帯のことです。

(※2) 低所得者Ⅰ……市区町村民税非課税世帯であり、所得が一定基準以下(年金収入80万円以下等)の世帯のことです。



3・社会保険いばらき

高額介護合算療養費

【支給対象者】被保険者・被扶養者

同一世帯内で1年間（8月1日～翌年7月31日まで※）にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合計が著しく高額となった場合は、自己負担額限度額を超えた分が医療保険、介護保険の自己負担額の比率に応じて、双方から支給されます。

※初年度は平成20年4月1日～平成21年7月31日の16ヵ月間

【自己負担限度額】

[] は平成20年4月～平成21年7月の限度額

所得区分	70歳未満の方がいる世帯	70歳～74歳の方がいる世帯
上位所得者 現役並み所得者（※1）	126万円 [168万円]	67万円 [89万円]
一般	67万円 [89万円]	56万円（※4） [75万円]
低所得者Ⅱ（※2）	34万円 [45万円]	31万円 [41万円]
低所得者Ⅰ（※3）		19万円 [25万円]

（※1）上位所得者……標準報酬月額が53万円以上の被保険者（70歳未満）及び被扶養者です。

現役並み所得者……高齢受給者証の負担割合が3割となっている被保険者及び70歳以上の被扶養者です。

（※2）低所得者Ⅱ……市区町村民税非課税世帯のことです。

（※3）低所得者Ⅰ……市区町村民税非課税世帯であり、所得が一定基準以下（年金収入80万円以下等）の世帯のことです。

（※4）平成22年8月からは56万円→62万円

*同一世帯でも7月31日時点において健康保険が異なる世帯員の自己負担額は合算することができません。

*70歳未満の方の医療費については1ヵ月に同一の医療機関（入院・外来、総合病院は診療科別）において月額21,000円以上の自己負担額のみ対象。

*医療に係る自己負担額または介護に係る自己負担額のいずれかが0円である場合は、支給対象となりません。

傷病手当金

【支給対象者】被保険者

業務外の病気やケガにより仕事を休んだ期間のうち、最初の連続した3日間を除き4日目から欠勤1日につき標準報酬日額の**3分の2の額**が支給開始日から1年6ヵ月の範囲で支給されます。ただし、事業主から傷病手当金の額よりも多い報酬を受けた場合には支給されません。（傷病手当金の額よりも少ない額の給与（報酬）が支払われる場合は、差額が支給されます）

また、次に該当する場合は、支給額が調整されます。

- ①同一傷病で、厚生年金保険から障害厚生年金、障害基礎年金、障害手当金を受けたとき。
- ②継続給付要件を満たしている方が退職後（資格喪失後）老齢または、退職を支給事由とする年金給付を受けたとき。
- ③出産手当金の支給要件に該当したとき。

出産育児一時金・家族出産育児一時金

【支給対象者】被保険者・被扶養者

①妊娠4ヵ月（85日）以上で出産・死産したときに、1児につき**420,000円**が支給※1されます。また、被扶養者の出産の場合でも支給対象となります。

②直接支払制度※2により、加入者と医療機関等が代理契約を締結のうえ、医療機関等が加入者に代わって一時金の支給申請及び受取りを行いますので、窓口負担が軽減されます。また、従来どおり出産後に加入者自身で請求することも可能です。なお、直接支払制度については、一部の医療機関でご利用できない場合がありますので、事前に医療機関にご確認ください。

①、②につきましては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置です。

※1 妊娠22週未満又は産科医療補償制度に加入していない医療機関において出産した場合は39万円となります。

※2 出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額の範囲内であった時には、その差額は、加入者の方から協会けんぽに請求していただくことになります。また、従来の事前申請制度は平成21年9月30日を以て廃止となりました。

出産手当金

【支給対象者】被保険者

出産のために会社を休み、事業主から報酬が受けられないときは、出産日（出産日より遅れた場合は予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産後56日までの間で、仕事を休み報酬が受けられないとき、欠勤1日につき標準報酬日額の**3分の2の額**が支給されます。（出産手当金の額よりも少ない額の給与（報酬）が支払われる場合は、差額が支給されます）

埋葬料（費）家族埋葬料

【支給対象者】被保険者・被扶養者

加入者本人が死亡したときは、**50,000円**（家族以外の方が埋葬を行ったときは、この範囲内の実費）が支給されます。また、家族が死亡したときは**50,000円**が支給されます。

【お問い合わせ先】 健康保険給付サービスグループ ☎029-303-1582（直通）029-303-1500（代表）

【申請・届出は郵送で】 〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル 全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ 茨城支部 からのお知らせ

限度額適用認定証について

(70歳未満の協会けんぽ加入者様が入院される場合)

高額療養費制度では、医療費の全額を医療機関窓口で支払い、加入者が高額療養費の支給申請をおこなうことにより、自己負担限度額を超えた分が払い戻されますが、申請から概ね3～4ヶ月かかるため入院の場合は経済的な負担が大きくなります。

そこで、70歳未満の方が入院する場合において、事前に「限度額適用認定証（以下、「認定証」）」の交付を受け、医療機関の窓口へ提出することにより、入院費用の窓口支払額が軽減され自己負担限度額までとなります。70歳以上の方は申請の必要はありません。

申請に必要なもの

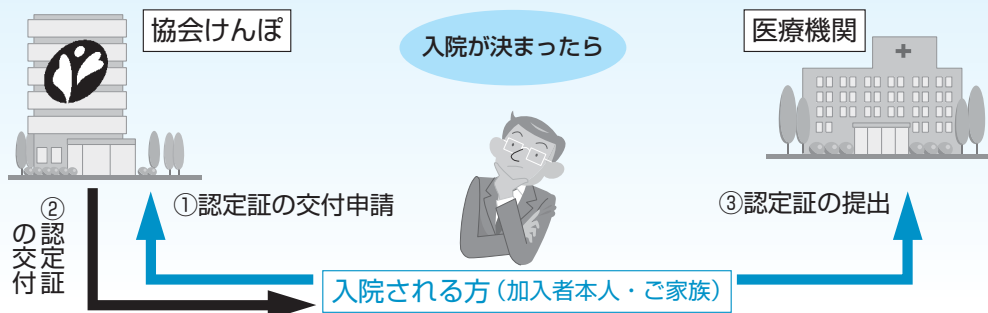
◎「健康保険限度額適用認定証申請書」※

(協会けんぽホームページからダウンロードできます。)

※被保険者が市区町村民税非課税の場合は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に「被保険者の非課税証明書」を添付してください。

◎入院される方の「健康保険証」(コピー可)

申請のながれ



自己負担限度額

所得区分	適用区分	自己負担限度額	多数該当の負担限度額 診療月前12か月間に3回以上の高額療養費に該当した月があり、4回目以降に該当したとき
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	A	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	B	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
低所得者 (市区町村民税非課税)	C	35,400円	24,600円

留意事項

- ▷入院時食事療養の標準負担額は対象になりません。
- ▷多数該当、世帯合算については、高額療養費の申請が必要な場合もあります。
- ▷高齢受給者証をお持ちの方(70歳以上75歳未満)は、高齢受給者証が限度額認定証と同じ役割をいたします。
- ▷申請書提出月の1日からの適用となります。ただし、資格取得月の申請は資格取得日からとなります。(認定証の適用期間は最大1年間です。)

健康保険証の切り替えにご協力いただきありがとうございました

6月下旬から7月下旬にかけて、協会けんぽの新しい健康保険証(水色)を事業所様あてお送りしました。健康保険証の切り替えにご協力いただき、ありがとうございました。従来の健康保険証(オレンジ色)を加入者の皆さまから回収のうえ、協会けんぽ(全国健康保険協会)茨城支部あてに返信用封筒(受取人払)にてご返送いただくこととなっておりますが、まだ、回収・返送が済んでいない事業所様におかれましては、引き続き回収にご協力いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 健康保険給付サービスグループ

協会けんぽ

☎029-303-1582(直通) 029-303-1500(代表)

協会けんぽ(全国健康保険協会) ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

協会けんぽ

検索

社会保障協定について

各締約国との協定発効の時期および対象となる社会保障制度

協定の対象となる社会保障制度は次の表のように協定相手国により異なります。対象となっていない制度については、二重加入となり、それぞれ加入手続きが必要となります。



相手国	協定発効年月	期間通算	二重防止の対象となる社会保障制度	
			日本国	相手国
ドイツ	平成12年2月	○	・ 公的年金制度	・ 公的年金制度
イギリス	平成13年2月	×		
韓国	平成17年4月	×		
アメリカ	平成17年10月	○	・ 公的年金制度 ・ 公的医療保険制度	・ 社会保障制度（公的年金制度） ・ 公的医療保険制度（メディケア）
ベルギー	平成19年1月	○		・ 公的年金制度 ・ 公的医療保険制度 ・ 公的労災保険制度 ・ 公的雇用保険制度
フランス	平成19年6月	○		・ 公的年金制度 ・ 公的医療保険制度 ・ 公的労災保険制度
カナダ	平成20年3月	○*1		・ <u>公的年金制度</u> ※ケベック州年金制度を除く
オーストラリア	平成21年1月	○*2	・ 公的年金制度 ・ 公的医療保険制度	・ 退職年金保障制度
オランダ	平成21年3月	○*3		・ 公的年金制度 ・ 公的医療保険制度
チェコ	平成21年6月	○		・ 雇用保険制度

- * 1 日・カナダ協定において日本の年金加入期間に通算することができるのは、カナダ年金制度（CPP）の保険期間になります。老齢保障法（OAS）によるカナダ居住期間は算入できません。
- * 1 日・カナダ協定において、少なくとも1年間の老齢保障法（OAS）によるカナダ居住期間またはカナダ年金制度（CPP）による保険期間がある人について、カナダの居住期間または保険期間のみではカナダの給付を受ける権利を確立できない場合に日本の年金加入期間を通算することができます。
- * 2 日豪協定において日本の年金加入期間に通算することができる期間は、オーストラリア国内での居住期間のうち、被用者または自営業者として就労していた期間（協定上「就労居住期間」）になります。
- * 3 日蘭協定において日本の年金加入期間に通算することができる期間は、オランダで被用者または自営業者として就労していた期間など保険料を納付していた期間になります。オランダでの居住のみに基づくものは算入することができません。



詳しくは最寄りの社会保険事務所または社会保険庁のホームページで…

<http://www.sia.go.jp/>

年金相談予約のご案内

待ち時間を解消するため年金相談時間の予約をお受けいたします。

年金相談にお越しの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書など本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

また、代理の方が相談に来られる際には、委任状が必要となります。

■予約の申込方法

- 1ヵ月前から前日まで、電話で予約を受け付けいたします。
ご希望の日時をご指定ください。
※他のお客様と重複する時は、日時についてご相談させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。
- 予約申込の受付は、各社会保険事務所年金給付課となります。

水戸北	☎029-231-2282	下館	☎0296-25-0834
水戸南	☎029-227-3253	日立	☎0294-24-2193
土浦	☎029-824-7169		



11月は「ねんきん月間」です

国民年金保険料を納めましょう。

納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となります。



夜間・土曜日も年金相談ができます!!

県内の全社会保険事務所及び年金相談センターでは以下の時間帯で年金相談窓口を開設いたします。是非ご利用ください。

現在、相談されるお客さまが多く、駐車場がたいへん混み合っております。公共交通機関をご利用されるなどご協力いただければ幸いです。

2009	日	月	火	水	木	金	土
11	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

2009	日	月	火	水	木	金	土
12			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

平日時間延長日 休日開庁日

11・12月の月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。
なお、直近のスケジュールは社会保険庁ホームページをご覧ください。
※月曜日が休日の場合は翌日以降の開庁日となります。

11月14日(土)・12月12日(土)に年金相談を実施します。
受付時間 午前9時30分から
午後4時まで

訂正

先月号の5ページ「高年齢雇用継続給付と年金の調整」中、賃金月額が「340,733円以上」とあるのは平成21年8月1日より「335,316円以上」に変更されております。

●受付時間は、午前10時から午後二時までです。

◎日立社会保険事務所

十日(火) 高萩市総合福祉センター

十八日(水) 古河商工会議所
十九日(木) 常総市商工会

◎下館社会保険事務所

(古河のみ)

六日(金) 石岡商工会議所
十二日(木) 取手市商工会
二十日(金) 龍ヶ崎市商工会

◎土浦社会保険事務所

六日(金) 石岡商工会議所
二十七日(金) 神栖市商工会渡崎支所

◎水戸南社会保険事務所

五日(木) 鹿嶋市商工会本所
十七日(火) 大子町役場

◎水戸北社会保険事務所

四日(水) 常陸太田市役所
十一日(水) 大子町役場

十一月の年金相談所開設

